

原 告 陳 述 書

1. 陳述人の自己紹介

私は、広島県内の高校を卒業した 1992 年に航空自衛隊に入隊しました。その年は、いわゆる「PKO 元年 (1991 年)」の翌年でした。父と姉も海上自衛官（共に現在は退職）で、その薦めで入隊しました。私は正直、自衛隊に行きたくありませんでしたが、親や姉から「将来を考えて」と言われ、泣く泣く入隊しました。私の情報を提供した姉は、縁故募集制度により表彰されました。配属先は、岐阜県各務原市にある岐阜基地の「第 4 高射群」で、ここで輸送業務に携わりました。

私は在職中、数多くのイジメや嫌がらせ、さらには暴力を受けました。1998 年に「こんな環境には耐えきれない。退職したい」と上官や両親に何度も願い出ましたが、自衛隊法第 40 条を楯にされて認められませんでした。当時の上官からは「階級を 2 つ下げる（3 等空曹→1 等空士へ）」と処分をちらつかされたりしましたし、両親は上官に対し「退職しないように厳しく指導を。定年まで勤務させるように」といった手紙を送り付けたこともありました。それらが原因で精神疾患になり、2002 年 6 月に退職しました。

2. 原告になった経緯、護憲・平和活動を始めた理由

1991 年に自衛隊が海外に派兵されたのは前述の通りですが、私が入隊してからも、上官から「PKO 活動の重要性」についての教育を受けました。私は PKO について、当初は「自衛隊の活動を内外にアピールできる絶好の機会」と考えていました。しかし、日が経つにつれて、次第に「専守防衛の筈なのに」「サービスの宣誓（後述）に反しているんじゃないのか」等と考えるようになり、最終的には「自衛隊の存在自体が憲法違反」という考えに至りました。しかし、在職中にこうした考えを公にすると批判の対象となり、最悪の場合は「規律違反」として懲戒処分にもなりかねませんでした。

ところが、現職自衛官が『安全保障関連法』の『存立危機事態』を名目とした集団的自衛権行使は憲法違反であり『その行使としての防衛出動命令には従う義務がない』との確認を国に求める訴訟を起こしました。昨年 3 月の第 1 審判決（東京地裁）では「訴えの利益がない」として却下されましたが、本年 1 月の控訴審判決（東京高裁）では「訴えの利益がある」とした前進的な判決が

出されました。「現職自衛官も訴訟で命を守るために訴えたから、自分も元自衛官としてのこれまでの考えを訴えなければならない」と自らを奮い立たせ、本年8月に原告の一員となりました。

現在私は、毎年行われている「核兵器廃絶・国民平和大行進」や「県民平和集会」等のイベントに参加していますし、各地の平和団体等に招かれて、自身の体験を基にした「自衛隊内部の実態」についての講演活動を行っています。また、元自衛官と市民が集って護憲・平和をアピールする団体「ベテランズ・フォー・ピース・ジャパン」にも加入して活動しています。いずれも「戦死者を出さないため」「本当の自衛隊の実態を知ってもらうため」「憲法の全条項を護るため」の思いからです。

3. 陳述人の精神的被害等

自衛官として働く際には「服務の宣誓」に署名・捺印し、読み上げることになっています。以下、その宣誓文です。

「宣誓 私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身を鍛え、技能を磨き、政治的活動に関与せず、強い責任感をもつて専心職務の遂行に当たり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえることを誓います」

このように、自衛隊の本来任務は「我が国の防衛」であり、海外に出掛けて戦争をすることではありません。しかし安倍政権は、この宣誓文をも踏みにじるかのように、海外派兵を容認する安保法制（戦争法）を成立させました。この法制により、自衛官が武器を持って海外に戦争を仕掛けることが可能になりました。日本国憲法第9条は言うまでもなく「戦争の放棄・戦力の不保持」を唱えていますが、今回の戦争法は明らかに憲法第9条に違反しています。しかし安倍政権は、この第9条を平然と踏みにじり、自衛官を「海外の戦争に派兵させ、殺し、殺される存在」にしようとしています。

現に、派兵された者の中には、現地でのショック、特に宿営地近くに飛来した砲弾等で精神的苦痛を受けた者もいます。2006年7月にクウェートに派兵された元航空自衛官の池田頼将（いけだ・よりまさ）氏は、現地でのマラソン大会参加中に後方から米軍トラックに轢かれましたが、現地で納得のいく治療を施されず後遺障害が残りました。池田氏はその後、PTSDや不眠症等も併発し、さらにはパワハラ被害も受け、退職を余儀なくされました。現在は名古屋地裁にて国家賠償請求訴訟で闘っています。池田氏は同時に、私も所属するベテラ

ンズ・フォー・ピース・ジャパンのイベント（2018. 11. 16 開催）で「集団的自衛権が憲法解釈で認められた現在、自衛隊員は家族を残して、その任務を遂行しなければならない。自衛隊法（第 57 条）にも『上官の命令に服従する義務』があり、嫌でも行かなければならない。今の世の中、武力による解決ではなく、根気強く話し合いで解決するのが当たり前だ」と訴えています。このように安保法制は、自衛官の心身を脅かす危険な法律です。もし私が今も自衛隊に残っていたら、輸送職種ですから現地での輸送計画の立案に携わることになり、そうすると私自身も戦闘に巻き込まれて池田氏等のように身体的・精神的障害を負う可能性も考えられました。

それだけではありません。今後も海外への派兵が大きく増加するかもしれません。派兵される自衛官は「命令」によって現地に赴きますが、最初はアンケート等により「意志の有無」を聞くようです。ところが、そうしたアンケートは「絵に描いた餅」の如く、あまり反映されないと聞きます。すべては、幕僚長・司令官クラスの命令で動かされます。当然「絶対に行きたくない」と訴えた者も派兵されることになります。ましてや私のように「本当は自衛官になりたくなかった」という者もいます。逆に「服務の宣誓には『海外で武力行使をする』という文言は含まれていない。騙された」として退職した者もいます。私も退職してからも「自衛隊は専守防衛が本来任務の筈なのに、なぜ海外に行く必要があるのか。服務の宣誓の意味はあるのか」「日本国憲法で『不戦の誓い』を高く掲げたにも関わらず、それが破壊されかねない」とした苦痛を大きく感じています。

戦争は、人間ばかりでなく地球環境をも破壊する「最大最悪の人権侵害であり環境破壊」です。その行為を容認する戦争法は、日本国憲法を真っ向から否定するものです。ましてや、自己の都合により憲法までも変えようなど、もっての外です。本件訴訟にて、日本国憲法の意に叶った判決が出されるよう、切に願うものです。

2018年12月10日